

静岡県公安委員会規程第3号

取消処分者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

取消処分者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習実施責任者等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 講習実施担当者は、静岡県警察中部運転免許センター管理官とする。講習実施担当者は、<u>講習の実施</u>に関し講習実施責任者を補佐するものとする。</p> <p>3 <u>取消処分者講習</u>に従事する職員（以下「講習指導員」という。）は、次に掲げる要件を備えたものであって、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が<u>指定した者</u>とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>講習</u>に使用する自動車等を運転することができる<u>免許（仮運転免許を除く。）</u>を現に受けていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 人格、<u>識見</u>に優れ、講習指導員として適格性を有すること。</p> <p>(5) <u>飲酒取消講習</u>においてアルコール依存の程度を自覚させる講習を行う者は、アルコール依存症の専門医による教養を受けていること。</p> <p>(講習の申請)</p>	<p>(講習実施責任者等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 講習実施担当者は、静岡県警察中部運転免許センター管理官とする。講習実施担当者は、<u>取消処分者講習の実施</u>に関し講習実施責任者を補佐するものとする。</p> <p>3 <u>公安委員会が行う取消処分者講習</u>に従事する警察職員（以下「講習指導員」という。）は、次に掲げる要件を備えた者であって、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が<u>指定したもの</u>とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>取消処分者講習</u>に使用する自動車等を運転することができる<u>運転免許（仮運転免許を除く。）</u>を現に受けていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 人格及び<u>識見</u>に優れ、講習指導員として適格性を有すること。</p> <p>(5) <u>交通心理学の専門家等による教養を受けていること（飲酒取消講習以外の取消処分者講習（以下「一般取消講習」という。）の内容のうち、本部長が別に定めるものを行う者に限る。）</u>。</p> <p>(6) アルコール依存症の専門医による教養を受けていること（<u>飲酒取消講習の内容のうち、本部長が別に定めるものを行う者に限る。）</u>。</p> <p>(講習の日時、場所等の指定)</p>

第4条 取消処分者講習の受講申請に当たっては、「取消処分者講習受講申請書」（別記様式第1）を、公安委員会で受講する者には公安委員会に、指定講習機関で受講する者には指定講習機関に提出させるものとする。

（受講日の指定）

第5条 講習実施責任者は、前条の受講申請に基づき、講習の実施日時場所等を指定するものとする。

第4条 取消処分者講習の日時、場所等は、講習実施責任者が指定するものとする。

（受講の申請）

第5条 前条の規定による取消処分者講習の日時、場所等の指定を受けた者は、取消処分者講習の受講に当たっては、公安委員会で受講する者にあつては公安委員会に、指定講習機関で受講する者にあつては指定講習機関に「取消処分者講習受講申請書」（別記様式第1）を提出するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の取消処分者講習の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている取消処分者講習受講申請書は、改正後の取消処分者講習の実施に関する規程の相当する様式により提出された取消処分者講習受講申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。